事務局ニュース12-NO.6 2012. 12. 28 埼玉県学童保育連絡協議会
〒 330-0854 さいたま市大宮区桜木町4-147-1藤本ビル３Ｆ
TEL048-644-1571 FAX 048-644-1572
http://www.geocities.jp/saitama_gakudou/ Ｅメール gakudoust@yahoo.co.jp
【郵便振替】00160-7-93727 埼玉県学童保育連絡協議会

①陳情署名は１月10日に提出。
署名は８日必着でお送り下さい！

②2015年度から市町村の責務を強化する新しいしくみがスタート。
全国連協の学習リーフレットを活用して学習を進めましょう！

③『日本の学童ほいく』誌２月号は「全国研in埼玉」特集。
普及・拡大にご活用下さい！

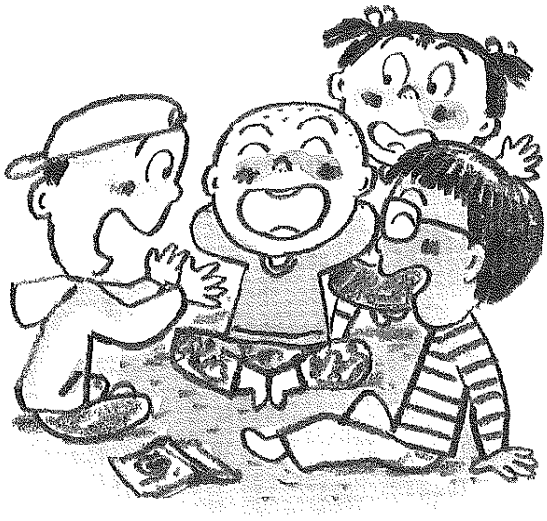

■ 県連協からの報告（^_^）v

１．国の新しい子育て支援のしくみ　全国連協「リーフレット」で学習しましょう！

（１）全国連協作成の「学習リーフレット」を活用して下さい

□「子ども・子育て関連３法」「改正児童福祉法」の本格実施は2015年４月

今年年８月10日に「子ども・子育て関連３法」「改正児童福祉法」が国会で可決・成立しました。

「子ども・子育て支援法」では、①市町村が今後の地域の子育て支援の実施責任があると位置づけ、②「地域子ども・子育て支援事業計画」を策定する　③子育て支援交付金を財政措置とする　④国にも地方自治体にも「子ども・子育て会議」を設置して関係者・関係団体等が参画して重要事項を検討していく、などの仕組みがつくられます。

また、改正児童福祉法では、①対象学年を６年生まで引き上げる　②国が学童保育の基準（指導員の資格、配置基準等）をつくる　③市町村が条例で基準を定めることなどが法定化されました。

法律が施行（本格実施は、2015年４月を予定）されるまでに国や地方自治体が決めなければならないことがたくさんあります。事業計画や条例の内容に何を、どう盛り込ませるのか？子ども・子育て会議をどういうものにさせていくか？私たちのとりくみが大事です。

□全国連協作成の「学習リーフレット」を活用した学習会を広げましょう

全国学童保育連絡協議会は、新しい法律も含めたこの間の国の動き、何が決まり、県と市町村が何をしなくてならないか、私たちのとりくむべきこと等についてまとめた、「学習リーフレット」を作成しました。**リーフレットを添付しました。**

地域連絡協議会（学童保育の会）、各クラブ、指導員会等で学習しましょう。

県連協では、12月15日の代表委員会で全国連協の真田事務局次長を講師に迎えて学習し、続いて、2月24日の実践交流会でも分科会を設けます。地域でも是非、学習の場を設けて下さい。県連協からも講師派遣を行います。

（2）厚生労働省の「放課後児童健全育成事業の実施状況」調査にご協力を！

厚生労働省の学童保育の担当課である厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課は、12月10日付で標記の調査を行っています。通例の調査は、各クラブから市町村、都道府県に集約する形ですが、今回の調査は、厚生労働省の同課へ直接、データを送付する異例の形のもの。それも正月を挟んで1月11日に締め切るというものです。

調査項目は以下の通り。

①今年４月18日と10月３日の16時時点の学年毎の登録児童数、実利用児童数、対応した指導員数（常勤・非常勤別）　②指導員の就労状況　雇用保険加入／勤続年数／平均給与　それぞれ常勤、非常勤別　③提供するサービスの利用手続き／利用の決定機関／市町村への定期的な報告　④利用できる児童の学年

調査依頼の趣旨説明には明確には記載していませんが、今回の「子ども・子育て関連３法」「改正児童福祉法」に関わって、対象学年や指導員の雇用形態（常勤・非常勤）や配置基準についてのバックデータを収集する目的であることが想像できます。

埼玉の学童保育の、特に民間共同学童保育（保護者会運営、保護者会を主体としたＮＰＯ法人）は、6年生まで受け入れ、指導員についても常勤複数体制のところが多いと思います。年末年始の忙しい時期かと思いますが、同調査にご協力下さい。

２．　埼玉県・県議会の動き

＊　自民党・加藤県議が12月議会で「市町村の条例化」について一般質問
福祉部長が答弁「今後も質の高いクラブの運営ができるよう市町村を支援していく」

12月13日、12月定例県議会において、加藤裕康県議（自民党）が「放課後児童クラブの運営基準について」のテーマで福祉部長へ質問しました。以下は質問と回答です。

□加藤裕康氏　次に放課後児童クラブの運営基準について伺います。この夏に可決、成立した子ども・子育て関連法より幼児期の保育や教育、地域の子育て支援を総合的に推進していく大枠の方向性が示されました。この法律では、未就学児の保育だけでなく、小学生を対象とする放課後児童クラブについても、改正がなされています。

まず、対象学年がこれまでの概ね3年生までが6年生までに拡大されました。また、クラブの設備や運営基準に関して、国が示す基準に基づいて、市町村が条例を定めることとされました。保育所の基準は、県の条例ですが、放課後児童クラブは、市町村の条例となっています。

さて、埼玉県では、積極的に放課後児童クラブを支援してきました。例えば、全国に先駆けて平成16年に県の放課後児童クラブ運営基準を策定し、これが他県の基準作りや国のガイドライン策定の呼び水になったと伺っております。今後は、各市町村がそれぞれの条例で放課後児童クラブの基準を定めていくことになります。現場からは市町村によってクラブの運営にばらつきが生じ、中には、質が

低下するクラブもでるのではないか、などの不安の声があり、私の耳にも届いております。これまで、運営基準により、放課後児童クラブの良好な水準維持を図ってきた県として、今後の市町村の条例制定に関し、どのように対応されていくのか福祉部長のご所見を伺います。

口荒井福祉部長　放課後児童クラブについては、県独自に放課後児童クラブ運営基準を定め、市町村に自主的な運営の改善を促して参りました。例えば、児童の生活環境を改善するため、クラブ室の児童一人あたりの面積に関する項目を設けております。運営基準制定当時の平成16年度は、一人あたり、平均2.35㎡だったものが、平成23年度は、3.16㎡と約35%増加をいたしております。「子どもがのびのび過ごせるようになった」「ゆったり、おやつが食べられる」との評価の声をいただいているところでございます。

議員お話のように本年8月に子ども子育て関連法が成立し、施行は、平成27年度以降とされております。放課後児童クラブついては、国の省令に基づき、市町村が条例で設備や運営基準を定めることになりました。

省令の内容は、来年度、国が設置する子ども子育て会議で、審議がおこなわれると聞いております。各市町村は、平成26年度に条例を定めることになる見込みでございます。現状では、市町村条例の前提となる国の省令の内容は、不明ですが、これまでも、県では、国を上回る取り組みにより、クラブの環境を向上させて参りました。今後も質の高い放課後児童クラブの運営ができるよう条例の制定に関する助言を含め、市町村事業の支援して参ります。

３．　埼玉県学童保育連絡協議会のとりくみ

（１）第３回代表委員会開催　12月15日（土）於：さいたま市与野本町コミュニティセンター

【討議・交流】

１．「全国研in埼玉」のとりくみを振り返る　①実行委員会としてのまとめの説明

②各地から　参加組織や実行委員会への参加などのとりくみをふりかえって

２．県連協専従職員の給与規程の見直しについて

【学習会】「国の新たな子育て支援制度とは、私たちの求める学童保育とは」

講師：真田祐氏（全国学童保育連絡協議会事務局次長）

（２）「全国研in埼玉」東北３県連協応援募金は125万6千円集まりました

１１月末で締め切り、岩手・宮城・福島各県に送りしました。ご協力ありがとうございました。

県連協からお知らせ・お願い　（^０^）

１．知事への陳情署名を１月10日に県へ届けます。１月８日までにお送り下さい

例年は知事ないし副知事への陳情でしたが、今回は、１月10日に福祉部長が対応することになりました。お手元の署名は、8日までに県連協事務局までお送り下さい。

２．『学童ほいく』誌２月号「全国研in埼玉」特集を活用して普及・拡大のとりくみを！

『日本の学童ほいく』誌２月号は、「全国研in埼玉」の特集号です。記念講演、分科会等の様子、全国参加者の感想、埼玉実行委員会のとりくみ等など。県連協で100部買い取りました。是非、普及・拡大にご活用下さい。１月10日までに県連協までご注文下さい。

３．第４回代表委員会のお知らせ　地域連協・保護者等の組織強化について討議します

□日時　３月９日（土）１8:00開場、18:15～21:00

□会場　さいたま市与野本町コミュニティセンター

□主な内容　１．地域からの報告　2013年度の市町村の学童保育予算や施策の動きなどについてご報告下さい

２．議題　①地域連絡協議会（学童保育の会）・保護者会等の組織の現状と課題　②関連して、『日本の学童ほいく』誌の定着、普及・拡大のとりくみについて

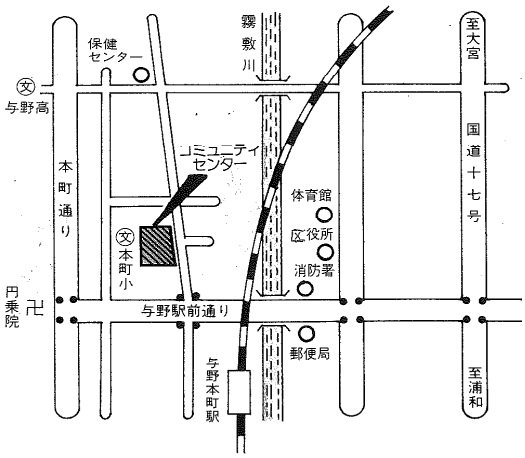

４．全国連協作成の「連絡協議会の組織実態調査」にご協力ください

全国学童保育連絡協議会として、市町村連絡協議会を対象に標記調査を行っています。

地域連絡協議会（学童保育の会）等の地域組織があることで、学童保育の実態や課題をつかみ、会議等の情報交換の場を設け、行政や議会に対してのとりくみを組織することができます。この間、「保護者会の参加がイマイチ」「連協や保護者会の役員のなり手がいない」等の声を聞きます。

今回の調査は、全国連協として組織の実態をつかみ、対策を考え合うためのものです。

別添の書類を埋めていただき、１月18日までに県連協事務局までお送り下さい。地域連絡協議会の無い地域についてもご回答いただくことになっていますので、よろしくお願いします。

５．３月以降の研修会・学習会のお知らせ

（１）第12回集中講座・障害児の生活づくり　２日目　２月10日（日）　於：埼玉教育会館

（２）第34回県学童保育実践交流会　２月24日（日）　於：嵐山・国立女性教育会館

※チラシを添付しました

（３）平成24度県放課後児童クラブ新任指導員研修会　３月17日（日）於：埼玉教育会館

（４）第41回県連協総会　５月25日（土）　於：埼玉教育会館

（５）第41回県学童保育研究集会　５月26日（日）　於：嵐山・国立女性教育会館

『日本の学童ほいく』誌２月号・「全国研in埼玉」特集号（無料）を

［　　］**部注文します。**

（送り先）　氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話＿＿＿＿＿＿＿＿　ＦＡＸ＿＿＿＿＿＿＿＿　メール＿＿＿＿＿＿＿＿